論文要旨説明書

報告論文のタイトル：　事実認定における真実の発見を目的としない諸法理のベイズ論的モデル

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください.）

報告者氏名：　木本　茂樹　　**所属**：弁護士法人北千住パブリック法律事務所（弁護士）
共著者１氏名：　　**所属**：
共著者２氏名：　　**所属**：

論文要旨（800 字から 1200 字，英文の場合は 300 から 450 語）

訴訟における事実認定は判決の基礎となる事実（要証事実）の存否について，裁判官が一定の確信を持つか否かという問題であり，ベイズ論（ベイズの定理を含む確率論的アプローチ）を用いると，要証事実の証明の成否は，要証事実について各当事者の主張する事実と証拠等から判断の前提としうる事実（証拠的事実）の結合確率（同時確率）の比が一定の値を超えるかという不等式の成否の問題として定式化される．ベイズ論は，ブール代数の諸性質を満たすから，事実認定において論理一貫した理論を構築するのであれば，ベイズ論を採用するのは自然なことである．

しかし，訴訟においては，違法収集証拠排除法則や合理的意思解釈などのように，真実ではない，あるいは，真実とは限らない事実を裁判所が認定する場合がある．これらの真実の発見を目的としない諸法理については，従来，事実認定の検討対象から外されたり，証明度の引き下げなどにより説明が試みられたりしてきており，これらの諸法理を統一的に説明する理論はなかった．

本稿では，Judea Pearl の因果ダイアグラムと反事実の概念を用いることで，これらの諸法理も，ベイズ論の枠組で統一的に理解できる，具体的には，真実に代わって反事実の概念により得られる事実を用いることで，客観的な真実を探求する場合と同様に，証明の成否が両当事者が主張しうる事実の組み合わせの結合確率の比が一定の値を超えるか否かにより判断できることを示す．

反事実を用いる場面は，３つに大別できる．第一の類型は，当事者の不誠実ないし不正義な行動から得られた事実を用いることを拒否し，適正な行動がとられたとすれば得られたであろう事用いる場合であり，違法収集証拠排除法則や合理的意思解釈，悪意と同視すべき重過失などがこれにあたる．第二の類型の例としては，禁反言の法理や証明妨害，主張・立証の懈怠などがある．誤信を招くような言動や証拠の廃棄などについては，第一の類型のように，それらの言動がなかった場合を考えるだけでは相手方の保護が十分でないため，誤信の対象となった事実や廃棄した証拠によって証明される事実について，当該言動を行った当時者に不利な事実を用いる．第三の類型は，当事者に誤解等による誤りがあった場合でも，反対当事者がその誤りを認識していた（もしくは，容易に認識し得た）場合には，その間違いにつけ込むことを許さず，その間違いがなかったかのように扱う場合であり，黙示の意思表示などがその例である．

このように，事実認定において判断の前提となる事実を真実に限定せず，反事実を用いた事実経過を用いることによって，事実認定の問題に関する包括的な理論を構築することができる．